

## その他報告

---

国土交通省関東運輸局 自動車交通部貨物課

## 異常気象時における輸送の安全確保

大雪や台風などの異常気象時において、運行経路の変更や運行の中止等の柔軟な対応を行うこと、在庫の積み増しなどの物資融通を行うことについて、国土交通省、農林水産省及び経済産業省の連名で荷主団体宛に要請文書を発出。（資料5-2、5-3）

## 適正な運賃收受のための荷主周知活動

○令和3年12月に「転嫁円滑化施策パッケージ」が内閣官房を中心に策定されており、原油価格の高騰等において、中小企業者等が賃上げの原資を確保できるよう、取引事業者全体のパートナーシップにより、各種のコスト上昇分を適切に転嫁できるよう政府としても新たな取組を開始するとともに、フォローアップを通じて転嫁対策に取り組んでいく。（資料5-4）

○コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」が昨年4月に策定され、直面する物価高騰による影響を緩和するための対応を緊急かつ機動的に実施するとともに、円滑な価格転嫁や賃上げを促し、コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとする。（資料5-5、5-6）

## 「加工食品、飲料・酒」「建設資材」「紙・パルプ」物流ガイドライン

「加工食品、飲料・酒」物流ガイドラインについては、関係団体に対し令和3年5月に周知したところであるが、「建設資材」「紙・パルプ」の品目についても、物流ガイドラインが策定されており、各品目ごとの関係者において、課題の意識共有を図り、サプライチェーン全体での物流改善に向け取組んでいく。（資料5-7）

## 運転者職場環境良好度認証制度（働きやすい職場認証制度）

自動車運送事業者による働き方改革の取組を「見える化」した制度を令和2年度に創設したところであるが、より高い水準への移行を促すため、これまでの「一つ星」に加えて、「二つ星」を導入し更なる自動車運送事業者の働き方改革を推進。（資料5-8、5-9）

## 中継輸送の普及・実用化に向けた取組

2024年以降、トラック輸送の業界においてもドライバーの時間外労働の上限規制が適用されることに伴い、人手不足が更に深刻化することが見込まれ、トラック輸送の効率化や労働環境改善による人材確保が急務となっている。国土交通省において広島、北海道の中継拠点において実証実験を実施し、拘束時間短縮の効果が認められたことから、中継輸送の普及促進策について検討中。（資料5-10）

## 燃料サーチャージ算出方法等の告示

燃料サーチャージの設定・収受が、「標準的な運賃」制度の一部であることを明示するため、従来、「標準的な運賃」の解釈通達である「一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について（令和2年4月24日付け国自貨第14号）」において定められていた燃料サーチャージの算出方法等を、新たに告示として定めることとした。（資料5-11）

## 物流総合効率化法

物流分野における労働力不足や、環境負荷の低減等を目的とし二社以上の者が連携して、流通業務の総合化（輸送、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に行うこと）及び効率化（輸送の合理化）を図る事業であって、環境負荷の低減及び省力化に資するもの（流通業務総合効率化事業）を認定し、認定された事業に対して支援を行う。（資料5-12）